

生食発0326第5号  
令和3年3月26日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第106号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれたい。

### 記

#### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬オキサゾスルフィル、農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、動物用医薬品チルジピロシン、農薬フェンヘキサミド、農薬プロヒドロジャスモン並びに農薬フロメトキンについて、食品中の残留基準値を改正又は設定したこと（別紙参照）。

#### 第2 適用期日

##### 1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ
フェンヘキサミド	きゅうり（ガーキンを含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
プロヒドロジヤスモン	みかん及びみかん（外果皮を含む。）
フロメトキン	すいか、すいか（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）

## 2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値のうち、「第3 運用上の注意 1」に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

## 第3 運用上の注意

### 1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、チルジピロシンは、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定するオキサゾスルフィルとは、オキサゾスルフィルのみとすること。
- (3) 今回残留基準値を設定するカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップとは、カルタップ塩酸塩、カルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムシュウ酸塩をカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムをカルタップ塩酸塩に換算したもの、ベンスルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、代謝物A【N,N-ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】をカルタップ塩酸塩に換算したものと及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物をカルタップ塩酸塩に換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、カルタップ、ベンスルタップをカルタップ含量に換算したものと及びチオシクラムをカルタップ含量に換算したものの総和であること。
- (4) 今回残留基準値を設定するチルジピロシンとは、チルジピロシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するフェンヘキサミドとは、フェンヘキサミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定するプロヒドロジャスモンとは、プロヒドロジャスモンのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、プロヒドロジャスモン（*cis*体）及びプロヒドロジャスモン（*trans*体）の和であること。
- (7) 今回残留基準値を設定するフロメトキンとは、フロメトキンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

## 2 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬オキサゾスルフィルに係る新規農薬登録並びに農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、農薬プロヒドロジャスモン並びに農薬フロメトキンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙

## 農薬オキサズスルフィル（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 0.06	
豚の肝臓	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.06	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	○ 0.06	
豚の食用部分	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.06	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.05	
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	○ 0.05	

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.3	0.2
小麦	●	0.2
大麦	●	0.2
ライ麦	●	0.2
とうもろこし	● 0.1	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも（長いもをいう。）	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	○ 0.2	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.5	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3	3
かぶ類の根	●	3
かぶ類の葉	●	3
西洋わさび	●	3
クレソン	●	3
はくさい	● 2	3
キャベツ	● 0.7	3
芽キャベツ	●	3
ケール	●	3
こまつな	●	3
きょうな	●	3
チンゲンサイ	● 2	3
カリフラワー	●	3
ブロッコリー	● 2	3
その他のあぶらな科野菜	● 1	3
ごぼう	●	3
サルシフィー	●	3
アーティチョーク	●	3
チコリ	●	3
エンダイブ	●	3
しゅんぎく	● 0.8	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	● 2	3
その他のきく科野菜	● 0.5	3
たまねぎ	● 0.2	3

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ねぎ（リーキを含む。）	○ 5	3
にんにく	●	3
にら	● 1	3
アスパラガス	● 0.7	3
わけぎ	● 0.7	3
その他のゆり科野菜	●	3
にんじん	●	3
パースニップ	●	3
パセリ	●	3
セロリ	○ 15	3
みつば	●	3
その他のせり科野菜	●	3
トマト	●	3
ピーマン	●	3
なす	●	3
その他のなす科野菜	●	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	3
しろうり	●	3
すいか	●	3
メロン類果実	●	3
まくわうり	●	3
その他のうり科野菜	●	3
ほうれんそう	3	3
たけのこ	●	3
オクラ	●	3
しょうが	● 0.2	3
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	● 2	3
えだまめ	●	3
マッシュルーム	●	3
しいたけ	●	3
その他のきのこ類	●	3
その他の野菜	● 1	3
みかん	●	3
なつみかんの果実全体	●	3
レモン	●	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	3
グレープフルーツ	●	3

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライム	●	3
その他のかんきつ類果実	●	3
りんご	●	3
日本なし	●	3
西洋なし	●	3
マルメロ	●	3
びわ		3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4	
もも	●	3
ネクタリン	●	3
あんず（アプリコットを含む。）	●	3
すもも（プルーンを含む。）	●	3
うめ	●	3
おうとう（チェリーを含む。）	●	3
いちご	●	3
ラズベリー	●	3
ブラックベリー	●	3
ブルーベリー	●	3
クランベリー	●	3
ハックルベリー	●	3
その他のベリー類果実	●	3
ぶどう	● 2	3
かき	● 0.4	3
バナナ	●	3
キウイー		3
キウイー（果皮を含む。）	6	
パパイヤ	●	3
アボカド	●	3
パイナップル	●	3
グアバ	●	3
マンゴー	●	3
パッションフルーツ	●	3
なつめやし	●	3
その他の果実	●	3
ひまわりの種子	●	3
ごまの種子	●	3
べにばなの種子	●	3
綿実	●	3
なたね	●	3



農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のオイルシード	●	3
ぎんなん	●	3
くり	● 0.03	3
ペカン	●	3
アーモンド	●	3
くるみ	●	3
その他のナッツ類	●	3
茶	30	30
ホップ	10	10
その他のスパイス	●	3
その他のハーブ	● 1	3

動物用医薬品チルジピロシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.4	
豚の筋肉	○ 1	0.6
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.8	0.6
牛の肝臓	○ 2	
豚の肝臓	5	5
牛の腎臓	○ 3	
豚の腎臓	10	10
牛の食用部分	○ 3	
豚の食用部分	10	10

農薬フェンヘキサミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.05	0.05
クレソン	30	30
その他のあぶらな科野菜	30	30
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30

農薬フェンヘキサミド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	0.05	0.05
パセリ	30	30
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 1	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
その他の野菜	30	30
みかん	<del>5</del>	0.5
みかん（外果皮を含む。）	5	<del>0.5</del>
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
もも	<del>10</del>	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	10	<del>0.7</del>
ネクタリン	10	10
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	6	6
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	10	10
ラズベリー	15	15
ブラックベリー	15	15
ブルーベリー	5	5
ハuckleベリー	5	5
その他のベリー類果実	15	15
ぶどう	20	20
キウイ（果皮を含む。）	○ 15	
その他の果実	3	3
アーモンド	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
ホップ	100	100
その他のスパイス	20	20

農薬フェンヘキサミド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01

農薬プロヒドロジャスモン（植物成長調整剤/忌避剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
トマト	○ 0.3	
みかん		0.01
みかん（外果皮を含む。）	0.02	
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01
ライム	0.01	0.01
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01
りんご	0.01	0.01
ぶどう	0.01	0.01
その他のスパイス	0.03	0.03

農薬フロメトキン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
はくさい	2	2
キャベツ	0.5	0.5
カリフラワー	○ 6	
ブロッコリー	○ 6	
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
にら	○ 6	
アスパラガス	○ 0.7	
わけぎ	○ 2	
トマト	○ 2	1
ピーマン	2	2
なす	1	1
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.7	
ほうれんそう	2	2
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	0.7	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
いちご	2	2
マンゴー	○ 0.5	
茶	5	5
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	○ 2	

#### 脚注

※○：令和3年3月26日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年3月26日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、チルジピロシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。